

# 輸出仕様食品製造支援事業

## 1 目的

輸出向け食品の開発を促進し、海外における道産食品の販路拡大を図ることを目的としています。

## 2 極助対象者

- ・札幌市内に本社(本所)を有する輸出仕様食品の製造者となる中小企業
- ・札幌市内に本社(本所)を有する輸出仕様食品の販売者となる企業(大企業を含む)または協同組合

## 3 極助対象事業

輸出向け食品を開発して海外に流通させる<sup>※1</sup>事業

※1 「海外に流通させる」とは、開発した食品を海外に出荷する成約実績をあげることをいう。

## 4 極助金額

補助対象経費の1/2以内、上限額200万円

## 5 極助件数

7件

交付決定事業者	プロジェクト内容	輸出国・地域
タケダ製菓(株)	煎餅の規格改良(パッケージ変更・多言語表記)・新テイスト開発	中国
(株)長沼あいす	空気含有率を強制的に高めた廉価仕様アイスクリームの改良	台湾、香港、韓国、ベトナム
西山製麺(株)	常温販売可能な乾燥ラーメンの開発	香港、中国、シンガポール
日本清酒(株)	アジア向け日本酒の改良(風味やパッケージの変更)	香港、中国、シンガポール
福山醸造(株)	刺身用しょうゆの開発	中国
(株)マルテン	ジャパニーズイタリアンの洋総菜の改良(サーモンマリネ、タコバジル等)	台湾、香港、タイ
みれい菓(株)	バスケットチーズケーキのパッケージ改良・賞味期限延長	中国、シンガポール、アメリカ

## 6 極助対象経費

本事業実施に係る以下の経費

■ 製造費<sup>※2</sup> ■ 機器費 ■ 輸出関係費 ■ 海外マーケティング費<sup>※3</sup> ■ 旅費<sup>※3</sup>

■ その他本事業の遂行に必要と認められる経費

※2 「製造費」のうち委託製造費については、北海道内に本社(本所)がある中小企業及び協同組合に対して委託製造した費用が対象

※3 「海外マーケティング費」及び「旅費」の補助対象経費申請額の合計額は、補助対象経費申請額の1/2未満

## 7 募集期間

平成31年4月9日～令和元年5月22日

## 8 申請の受付・問い合わせ

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター

TEL:011-817-7890 FAX:011-815-9321

URL:<http://www.sec.or.jp>